

# 春の交通安全県民運動

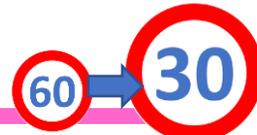
警察だより  
交通企画課  
令和8年4月号

〔運動期間〕 令和8年4月6日（月）～4月15日（水）

佐賀県スローガン

やめよう！佐賀のよかろうもん運転

## 重点1 通学路・生活道路におけるこどもを 始めとする歩行者の安全確保



新学期が始まる4月から6月は、全国的に、交通事故によるこどもの死者・重傷者数が増える傾向にあります。佐賀県でも、登下校中の時間帯である7時から8時台、16時から18時台に、人身事故が特に多く発生しています。

こどもたちの命を守るため、通学路付近では特にスピードを落として、こどもの飛び出し等に注意して通行してください。

また、令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます。「生活道路」とは、主に地域住民が日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。これまでは、道路標識等による最高速度規制がない一般道路の法定速度については一律に60km/hでしたが、改正後は、生活道路の法定速度は30km/hになります。既に道路標識等で最高速度規制が行われている道路は、その速度が最高速度となります。

決められた速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などをよく考えて、安全な速度で通行しましょう。

## 重点2 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の 安全運転意識の向上

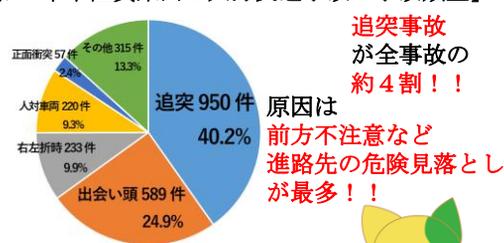
スマートフォン等を使用しながら運転する「ながらスマホ」に起因する死亡・重傷事故が近年増加傾向にあります。

また、横断歩道における自動車の一時停止がいまだに徹底されていません。横断歩道で歩行者優先は当たり前。横断歩道の手前で停止できるようあらかじめ速度を落とすなど、確実に横断歩行者を見落とさない運転をしましょう！

「信号機のない横断歩道実態調査2025」 J A F

一時停止率 (%)	令和7年	令和6年
佐賀県	50.6%(31位)	40.0%(40位)
全国平均	56.7%	53.0%

【令和7年中佐賀県内の人身交通事故の事故類型】



運転中のスマホ等の使用は交通違反！  
事故を起こす危険度MAXです！！

## 重点3 自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールを理解・遵守の徹底

自転車の違反に対して  
交通反則通告制度  
(青切符)を適用

対象 16歳以上の方  
反則金の納付が通告

道路交通法改正 令和8年4月1日 施行

原則、自転車の悪質・危険な交通違反が青切符の対象

- 交通事故につながる危険な運転行為をした場合
- 警察官の警告に従わずに違反行為を継続した場合

### 主な反則行為

